

予算第3号議案

令和3年度神戸市食肉センター事業費予算

令和3年度神戸市食肉センター事業費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,031,599千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	食肉センター整備事業	307,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 事業収入		千円 215,401
	1 使用料及手数料	161,688
	2 諸収入	53,713
2 繰入金		509,198
	1 他会計繰入金	509,198
3 市債		307,000
	1 市債	307,000
歳入合計		1,031,599

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 791,221
	1 職員費	74,661
	2 運営費	409,560
	3 施設整備費	307,000
2 繰出金		238,378
	1 他会計へ繰出金	238,378
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		1,031,599